

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 選挙管理委員会事務局

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	御代田町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人の範囲の確定、選挙権の確認、二重投票の防止	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 住民コード、4 性別、5 生年月日、6 世帯主かどうかの有無、7 県外転出、県内転出等の異動情報、8 失権者	
記録範囲	1 御代田町の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き三か月以上御代田町の住民基本台帳に記録されている者 2 御代田町から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、住民票が作成された日から引き続き三か月以上御代田町の住民基本台帳に記録されていた者であって、御代田町に住所を有しなくなった日から四か月経過していない者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム（住民情報）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	長野地方裁判所（裁判員候補者予定者を抽出）、 長野検察審査会事務局（検察審査員候補者予定者を抽出）、 公職選挙法第 28 条の 2 および 3 による閲覧	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、詳しくは所管部署（連絡先 御代田町選挙管理委員会事務局）にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	選挙人名簿の登録の意義の申出（公職選挙法第 24 条） 選挙人名簿の修正に関する調査（公職選挙法第 29 条第 2 項）	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 5 日